

人権チェックリスト



平成29年

3月号

犯罪被害者等について正しく理解していますか？

犯罪被害者等

「犯罪被害者等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為により、害を被った方及びそのご家族またはご遺族のことをいいます。

平成27年中に全国で発生した刑法犯の認知件数は1,098,969件、県内では7,539件となっています。

犯罪被害者等は、生命、身体、財産上の直接的な被害だけではなく、事件に遭ったことによる精神的ショックや身体の不調、医療費の負担や失職、転職などによる経済的困窮、捜査や裁判の過程における精神的・時間的負担、心ないうわさ話などによる精神的被害など、被害後に生じる様々な問題「二次的被害」に苦しめられることが少なくありません。

また、「がんばって」「早く忘れなさい」「運が悪かった」など、周囲の人にとっては慰めや励ましのつもりでかけた言葉でも、逆に被害者を傷つけてしまうことがあります。

チェック

誰もが犯罪の被害者やその家族になる可能性があります。私たち一人ひとりが犯罪被害者等の置かれている状況や心情について正しく理解し、自分自身の問題として考えることが大切です。

主な相談窓口

- 和歌山県県民生活課 Tel 073-441-2350
月～金曜日 9:00～17:45（祝日・年末年始を除く）
- 公益社団法人 紀の国被害者支援センター Tel 073-427-1000
月～金曜日 10:00～16:00 / 土曜日 13:00～16:00
（祝日・年末年始を除く）
- 性暴力救援センター和歌山 わかやま mine（マイン） Tel 073-444-0099
電話相談 9:00～22:00（受付は21:30まで）（年末年始を除く）
面接相談 9:00～17:45（要予約）（土日・祝日・年末年始を除く）

詳しくは、警察庁ホームページ「犯罪被害者等施策」をご覧ください。

<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/index.html>

内容についてのお問い合わせは
和歌山県人権施策推進課まで

☎073-441-2566

